

## 4. 対民間取引の整備拡充

### (1) 対民間取引の開始

#### 開業当初の取引状況

既述のように、本行本店は明治15年（1882年）10月10日に開業した。しかし、資本金もようやく第1回の株式払込金200万円を収納したにとどまり、「営業上の実際は尚創始に属するを以て諸般の規定未だ整頓に至らず」、15年下期中は「広く営業に従事するの場合に至るを得ず<sup>(1)</sup>」という状態で終わったのも当然であろう。

たとえば、手形割引・貸付・預り金・手形取立て・保護預り等営業関係業務の取扱い方は「仮内規」に定められていたものの、その大蔵卿認可は開業後2か月近くも経過した15年12月7日のことであった。仮内規に基づく一層具体的な取扱い手続きは、実際の取引に直面してから逐次整えられていったというのが実情のようである。「当座預金引出方心得」が定められたのは16年1月12日であり、「当座預金取扱規定」は同年5月30日によく制定されるという状態であった。

15年下期における本行対民間取引の実績について見ると、まず本店では日本鉄道会社と当座預金取引の約定を結んだほか、銀行・会社の要請により手形割引3枚・5万2800円、定期貸（手形貸付）44件・89万6000円、振出手形（無利息の一時預り金に対し本行が発行する譲渡可能な預金証書）3枚・10万1872円、当座預金受入れ52万1741円、合計157万2413円（うち貸出94万8800円）の取引が行われたにとどまった。もっとも、開業以来本行に対しコルレス取引の締約を要求するものが96店に及んだことは注目される。一方、15年12月18日に開業した大阪支店は、15年下期といっても営業日数はわずかの10日程度にすぎなかつたため、対民間取引は定期貸2件・3万9000円、振出手形1枚・2万4000円、計6万3000円にとどまった。

翌16年上期に入ってからは、対政府関係では政府定期預金（1月25日）、国庫

## 4. 対民間取引の整備拡充

表4-1 本行の対民間主要取引高

(単位:金額は千円)

		15／下			16／上			16／下			17／上			17／下		
明治年／期	店	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
手形割引	3	53	9	338	41	902	130	1,327	315	3,507						
定期貸付	44	896	58	1,006	44	2,377	26	246	71	1,211						
定振出手形預金	3	102	28	692	261	5,408	506	15,864	61	915						
当座預金	522			1,968		2,318		1,869		1,544						
計		1,572		4,002			11,006		19,306		7,177					
<b>(2) 大阪支店</b>																
手形割引	2	39	16	187	14	168	264	1,337	4,048	4,923						
定期貸付	1	24	65	879	8	89	21	203	52	746						
定振出手形預金			8	120	40	495	n.a.	436	32	374						
当座預金						3		2		2,149						
計		63		1,186			755		1,978		8,192					
<b>(3) 合計</b>																
手形割引	3	53	25	525	55	1,070	394	2,664	4,363	8,430						
定期貸付	46	935	123	1,884	52	2,466	47	449	123	1,957						
定振出手形預金	4	126	36	812	301	5,903	n.a.	16,300	93	1,289						
当座預金	522			1,968		2,321		1,871		3,693						
計		1,635		5,188			11,760		21,284		15,369					

(出所) 日本銀行保有資料『半季報告材料書類』。

金（4月27日）、国立銀行券消却（5月11日）、造幣成貨払渡事務（5月29日）等の取扱いを命じられた一方、開業以来「諸般の事茲に至て全く緒に就き」、対民間取引の面でも日本鉄道の株式払込金収納・配当金支払いの委託を受け、20余りの銀行とコルレス取引を開き、また諸預り金・送金為替等の取引も開始するに至り、取引規模は次第に拡大した。<sup>(3)</sup>

確かに、対民間主要取引高を見ると（表4-1）、明治17年上期までは毎期3倍ないし2倍の伸びを示している。しかし、それは振出手形の増加に負うところが大きく、対民間貸出（手形割引と定期貸）のみを取れば、毎期連続して増加したわけではなく、その残高も200万円～300万円程度にとどまっていた。また貸出の内訳をみると、本行は手形割引を本務とすると期待されていたにもかかわらず、手形割引高は16年下期に至りようやく100万円台に達したにすぎず、その低調ぶりはおおうべくもなかった。紙幣整理の進展に伴う不景気から資金需要がなかったことも響いていたといえよう。あるいは、いまだ兌換銀行券を発行するに至らず、本行の信用供与能力が主として株式払込金に依存していたことによるところもあったであろう。しかし、基本的には手形取引の未発達を反映するものであったことは否定できない。

貸出のみならず、当座預金取引も低調であった。その本店取引先数は明治16年末に至ってもわずかの3口にとどまり（第三國立銀行・日本鉄道会社・大久保贈右大臣建碑費寄贈金）、翌17年末になってやっと<sup>(4)</sup>14を数える程度であった。一方、大阪支店の当座預金受入れは16年下期に始まるが、同下期および17年上期中の受入れ高は数千円にすぎず、17年下期に入ってようやく200万円を超えた。ただし、その取引先数等は不明であるが、本店の実績から見てそれほど多かったとは思われない。

### コルレス網の整備

上述のように、創業当初の対民間取引が低調裏に推移した中にあって、コルレス取引のみは着実に拡大していった。その足取りをたどれば、本店開業後2か月半余の間に、コルレス取引開始の申込みが96に及んだことは既に述べたが、本行

## 4. 対民間取引の整備拡充

表 4-2 明治16年末の本行コルレス取引先

(1) 本 店

(単位:千円)

約定銀行	実際取引店	貸付極度額	約定銀行	実際取引店	貸付極度額
三井銀行	八王子出張店	7	川崎銀行	千葉支店	28
	小田原"	12	"	木更津"	10
	名古屋"	37	"	佐原"	12
	岐阜"	29	横浜正金銀行	本店	200
	高山"	3	中井銀行	浦和支店	33
	津"	37	第七十七国立銀行	本店	10
	青森"	8	第六十七"	"	14
	安田銀行	12	第十九"	"	11
	宇都宮"	16	第百三十九"	"	11
	足利"	6	北陸銀行	"	19
第一国立銀行	石巻"	7	"	七尾支店	11
	古川"	8	第六十九国立銀行	本店	20
	盛岡"	11	伊藤銀行	岡崎支店	34
	宮古"	4	計		617
"	一ノ関"	7			

(2) 大阪支店

第二百十四国立銀行	本店	26	第九国立銀行	本店	23
第三十四"	徳島支店	25	第二百三十五"	八代支店	16
第五"	鹿児島"	20	第九十二"	本店	18
"	加治木"	8	第二十三"	"	19
第三十二"	堺"	20	第二百六"	"	22
"	八尾"	14	第八十七"	"	9
第二百三十"	福知山"	11	伊万里銀行	"	7
三井銀行	大津出張店	14	第二百四十七	宮崎支店	14
第六十四国立銀行	八幡支店	18	国立銀行	山口"	11
第二百三十三"	本店	13	"	徳山"	10
第十八"	"	19	第六十一"	本店	11
第五十八"	福岡支店	26	第九十六"	"	11
第五十二"	本店	27	第七十八"	"	14
第二十二"	"	40	計		466

(出所) 日本銀行保有資料『第三回半季報告材料書類』(明治16年下期)。

は同取引の約定締結を国庫金取扱いの命令書下付後に持ち越した。国庫金の取扱いが始まれば、本店と大阪支店以外に店舗を設けていない本行としては、各地の国立銀行・私立銀行に国庫金取扱い事務の代理を委嘱するとともに、「代理を約する各銀行と別に『コルレスポンデンス』を締約し、国庫金となりたるものも早く本業取引に移して、及ぶべき丈地方融通を開くの計画」<sup>(6)</sup>であったからである。

大蔵卿の国庫金取扱い命令書は明治16年4月27日に下付された。本行は市中銀行と締約すべき「コルレスポンデンス」約定書を作成し、5月19日、日本銀行条例第2条・同定款第2条に基づき大蔵卿に上申してその許可を求めたが、同月29日、この約定書はコルレス取引根抵当品の種類・価格とともに大蔵卿により許可された。ただ、約定を締結すべき市中銀行については、その締約に際し大蔵卿の許可を得ることとされたので、6月12日にその許可を得、各地の国庫金取扱い代理店である市中銀行と、国庫事務連帶で漸次「コルレスポンデンス」約定を締結した。この結果、明治16年末におけるコルレス取引先数は55（本店28、大阪支店<sup>(7)</sup>27）の多きに達した。

上記のコルレス取引約定の内容は次のとおりであった。<sup>(8)</sup>

- イ、本行と約定締結銀行は、「貨財の融通を利し業務の便宜を図らん為め」相互に、①送金為替の取組み、②商業手形の取立て、③代金取立てを行う。
- ロ、本行は約定先銀行に対し、前項の取引に伴う貸借差引き残高(信用供与残高)につき一定額（貸付極度額）の貸付を認めるほか、貸付極度額の一定割合（当初3分の1）まで一時融通貸（100日以内、返済期日確定のものと期日前返済を認めるものとの2種）を行う。
- ハ、本約定に伴う取引の貸借は毎年5月と11月の末日に決済することにし、その金利は双方協議のうえ5月と11月に更改する。

表4-2は、この約定に基づく取引先別貸付極度額（明治16年末現在）を示したものであるが、本店・大阪支店を合わせた極度額総計は108万3000円（1店舗当たり1万9691円）に上った。もっとも、この中には横浜正金銀行の20万円、三井銀行の13万7000円（8店舗の極度額合計）など大口分も含まれていたことは注意しなければならないが、この極度額とその3分の1に当たる一時融通貸を合わ

せた約145万円の信用供与枠を取引先銀行に与えたことになる点は注目されよう。

以上のようにして、本行はまず国庫金取扱い代理店とコルレス取引を開いたが、同代理店以外の銀行からも取引の開始を申し込むものがあった。また、大阪支店に属する代理店は本行本店と直接取引することができなかつたので、不便を感じることが少なくなかった。これらの点を考慮して本行は、16年12月26日、京都・神戸・下関・長崎・松山・新潟・函館等枢要の地には、国庫金取扱い代理と連帶させず、コルレス取引のみの約定店を漸次設けることを決定し、翌17年2月13日に大蔵卿の許可を得た。こうしてコルレス取引先の拡充に努めた結果、明治20年末におけるその本店取引先数は東日本を中心に66銀行・93店舗（約定極度額153万2000円）、大阪支店のそれは西日本を中心に53銀行・63店舗（同106万7600円）に達し、本店・大阪支店双方の取引先となっていたものを調整すると、本行コルレス取引先は90銀行・122店舗に及んだ。このうち国庫金取扱い代理を伴わない取引先は21銀行・23店舗であった。

このような本行による全国的コルレス網の形成・整備は、地方銀行→地方有力銀行→東京・大阪の大銀行へと逐次集中して為替決済をなそうとする当時の市中銀行の構想を分断・骨抜きに

するものであったともいわれている。<sup>(9)</sup>理論的にはそうも考えられるが、計数的に実証されているわけではない。ちなみに、本行の為替取扱いの実績をみると（表4-3）、民間送金の年間取扱高（仕向け・被仕向け合計）は、明治17年～19年の間、800万円前後で推移した後、20年には激増して1500万円を超えるに至った

表4-3 本行為替取扱い高

(単位：千円)

明治・年		17	18	19	20
政 府	本 店	2,264	3,073	7,677	9,578
	大阪支店	1,339	2,166	6,959	9,301
送 金	計 (%)	3,603 (29.8)	5,238 (41.6)	14,636 (62.5)	18,879 (54.6)
民 間	本 店	3,058	3,797	4,083	7,338
	大阪支店	5,439	3,555	4,680	8,375
送 金	計 (%)	8,497 (70.2)	7,352 (58.4)	8,764 (37.5)	15,713 (45.4)
合 計		12,100	12,590	23,400	34,592

(注) かっこ内は合計に対する比率。

(出所) 日本銀行「半季実際報告書」または「半季報告」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第8巻、大蔵省印刷局、昭和31年、所収）。

が、この間に政府送金取扱高も持続的な増勢をたどり、明治20年中のそれは1888万円と本行為替取扱高全体の過半（54.6%）を占めていた。したがって、本行のコルレス網整備は民間資金よりも国庫金の集散に役立っていたといえないこともないが、資料不足でわかつには評価を下し難い。

### 当初貸出の特異点

創業当初の本行貸出は定期貸中心であったことのほか、幾つかの特異な点を指摘することができる。

第1に、手形割引の1件当たり金額がかなり大きかったことである。割引件数が僅少であった開業早々の明治15年下期は別にしても、本店の手形1枚当たり割引金額は16年上期3万7600円、下期2万2000円に上り、17年に入ってようやく1万円程度に縮小したが、16年末の国立銀行平均資本金31万4795円、同私立銀行3万6208円に比べてみれば、決して小さい金額とはいえない。事実、手形取引にやや見るべき進展のあった18年から19年上期にかけての手形1枚当たり割引金額が5000円程度であったことと比較すると、初期におけるその金額が2万円～3万円に及んだことはやはり特異といわざるをえない。また、定期貸の1件当たり金額と比べても大差なかったことを併せ考えると、手形割引といつても真正な商取引に基づいて振り出された手形は少なかったのではなかろうか。見様によっては定期貸の変形といえないこともない。

その点は手形割引の保証品にもうかがわれる。本行定款は「日本銀行ニ於テ割引ヲ為ス商業手形ハ……資産確実ナル者二名以上ノ裏書」を要すると定めながらも（第23条）、「割引依頼人ヨリ其手形金額ニ匹適スル商品又ハ商品預証書ヲ質入シタルトキハ之ヲ一人前ノ署名捺印ト見做シ割引ヲ許ス」ことについていた（第24条）が、16年下期には期中手形割引件数41件中29件（70.7%）は公債・生糸保管証・金貨幣を保証品としていた。また17年上期には、割引件数130件のうち99件（76.2%）、割引高133万円のうち73万円（55.0%）は公債・金貨幣・倉庫会社貨物預り証を保証品としていた。このうち公債・金貨幣を保証品とする手形割引と定期貸との違いを指摘することはむずかしい。

以上のような傾向は大阪支店の手形割引についても見られた。もっとも、表4-4に示されているように、同店の手形1枚当たり割引金額は終始本店の半分程度、あるいはそれ以下であったことは注目されるが、期間別にみると明治17年下期から19年上期にかけてのそれが600円～1200円にとどまっていたとの対比では、初期の手形割引は大口であった。その原因は多々あろうが、既に述べたように手形割引の未発達が主因の一つであったことは明らかで、後述のように手形取引の奨励が緊急の課題となったことも理解できよう。

第2の特異点は相当大口の事業会社向け定期貸が見られたことである。定期貸は国立銀行・私立銀行向けを主体としていたが、明治16年上期末の本店定期貸残高（37件・64万6380円）のうち、事業会社向けは件数こそ3件と少なかったものの、金額は33万2000円（残高の51.4%）にも及んでいた。その内訳は明らかでないが、16年5月19日に半官半民の共同運輸会社に対し、船舶購入資金として期限1年・金利年8.5%の貸付30万円を実行しているので、それが含まれていたことは間違いない。

30万円といえば、先に掲げた国立銀行の平均資本金にほぼ匹敵する。共同運輸に対するこの極めて大口の貸出は、明治15年11月27日に同社々長から本行総裁に借入れの申入れがあったことに端を発するが、翌16年4月2日、同社副社長から同様の願い書が提出されている。これによると、同社資本金（600万円）中政府出資分260万円のうち、現金出資130万円の払込みが遅れる（明治18年度から3年間に払込み）ので、政府の現金による出資予定を抵当とみなして船舶購入資金30万円の借用を希望していた。

船舶購入資金の貸付が、商業銀行の銀行を目標とする本行の業務として適当で

表4-4 手形割引・定期貸1件当たり金額

(単位：千円)

明治 年/期	本 店		大 阪 支 店	
	手形割引	定期貸	手形割引	定期貸
15／下	17.7	20.4	—	19.5
16／上	37.6	17.3	11.7	13.5
下	22.0	54.0	12.0	11.1
17／上	10.2	9.5	5.1	9.7
下	11.1	17.1	1.2	14.4
18／上	3.3	26.9	0.6	15.9
下	5.8	15.4	0.8	13.6
19／上	4.0	12.8	1.1	14.0

(出所) 表4-1により作成。

あるかどうかも大いに疑問であったが、無担保貸付が日本銀行条例・定款に抵触することは明らかであった。本行としては、相手が通常の会社であれば断然謝絶すべきところであるが、共同運輸は半官半民の国策会社であったため、16年4月10日、松方大蔵卿に対し30万円に及ぶ無担保貸付の可否について「一応相伺」ったところ、5月3日に大蔵卿より「伺の趣貸付不苦」との許可があり、5月19日に貸付が実行されるに至った。<sup>(10)</sup> この定期貸は、当時海運業を独占し、大勢力を形成していた三菱会社に対抗するため政府の保護のもとに共同運輸が設立されたという経緯、ならびに同社の三菱との激しい競争という特殊な事情を背景としたものであったが、本行貸出としては異形のものであったことは否めない。また、それが政府と特別の関係を有する銀行・会社に対し、多かれ少なかれ優遇措置を講ずる先例をもし開くことになったとすれば看過できない。

第3に、16年上期末の本店定期貸残高には、イタリア代理公使に対する無担保貸付3000円が含まれていた点も注目される。この貸付は16年6月28日に実行されたが、同代理公使が官印を用い、官費を裝って借り入れたというのが実情であって、その後手形割引の形式に変わり、金額も1万1000円まで増加したが、2年後の18年6月に代理公使（解任された模様）個人に対する定期貸に切り替えられた。<sup>(11)</sup> 混とんたる創始期の産物というより、当時におけるわが国の国際的地位を反映するものと見るべきであろう。

なお個人に対する貸付に関しては、明治16年12月10日の重役集会において、1か年以上本行と取引を開いた者および20株以上の本行株主に対し本店で貸付の道を開き、その貸付高は一口5000円以上とする（明治17年5月29日、一口1万円以上、一人5万円までと改定）ことに決定した。<sup>(12)</sup> 重役集会の記録によると、本行の性格上個人に対する貸付取引を開始することの可否については、重役集会出席者全員が可としたものの、同取引を直ちに開始するのは危険とする反対意見もあった。結局、賛成5名で即時実施に決まり、個人貸付に適用する金利は銀行・会社に対するものと同一にすることも決定された。<sup>(13)</sup> 一方、大阪支店も、明治18年7月9日、「身元確実な」個人に限り、本行の満足する保証人を付し一人5000円以上の貸付を行うことにした。<sup>(14)</sup>

ちなみに、本行個人貸付の実績は明治18年以降の本店分（18年下期中貸付高73件・49万円余）しか明らかでないが、それ以前にも銀行・会社以外に「商人」に対する貸付が見られ（17年下期中5件・16万円）、これが「個人」に相当したのではないかと思われる。いずれにしても、貸付金額に関する制限から考えて、個人といつても主として事業主を頭に描いていたのであろう。

- (1) 日本銀行「第一回半季実際報告書」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第8巻、大蔵省印刷局、昭和31年、所収）4ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、必要に応じ読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 同上、4ページ。
- (3) 前掲「第二回半季実際報告書」23ページ。
- (4) 前掲「第二回半季実際報告書」によると、明治16年上期に第一国立銀行と第三国立銀行は本行に対し当座預金取引を請求したので、「仮に約定を為し、実際取引を開始」したとされている（22ページ）が、第一国立銀行は17年下期に当座預金取引を締約している（日本銀行保有資料『半季報告材料書類』明治17年下半季）ので、ここでは第三国立銀行のみを挙げた。
- (5) 明治17年上期に第十・第七十七各国立銀行東京支店と三菱為替店が、同年下期には第一・第二・第十三・第十九・第二十・第二十七・第三十各国立銀行と参田会 平山省齊（神官）が当座預金取引を開いた。
- (6) 明治16年6月の各国庫金取扱い代理店あて本行通知（日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第4巻、大正2年、7ページ）。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (7) 前掲「第三回半季実際報告書」54ページを参照。
- (8) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、大正2年、675～679ページを参照。
- (9) 露見誠良「成立期日本信用機構の論理と構造」（上）（法政大学経済学会編『経済志林』第45巻第4号、同会、昭和52年12月）41ページ。
- (10) 日本銀行保有資料『営業関係書類』（明治15年～17年）。
- (11) 上掲『営業関係書類』（明治18年～23年）。
- (12) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、350ページ。
- (13) 日本銀行保有資料『事務書類二』（明治15年～34年）。
- (14) 同上。なお、大阪支店の本店あて伺いに対する本店の許可は「7月4日」付でなされていた。

## (2) 手形取引の奨励

### 為替手形約束手形条例の制定

徳川時代後半に特定の範囲内で定着していた手形取引は、明治維新後一時消滅していたが、本行創立に際し、商業手形の再割引が本行の重要な機能とされたことは既述のとおりであり、政府（大蔵省）は、商業信用あるいは商業手形の持つ資金の節約効果・効率的運用効果を明確に認め、その経済的機能に期待を寄せていた。したがって、手形に関する「法律を布き、以て其取引を確實にし其効用を拡充するを得せしむるときは、其流通の範囲必ず今日に倍蓰し、独り銀行の営業上に便利を与ふる而已ならず、一般商估の取引に便益を与ふる尠なからず、然らば則ち其手形に関する法律の制定は目下急要の事件たり」と考えたのは当然であろう。<sup>(1)</sup> 明治15年（1882年）4月5日、大蔵省は商業手形条例案を草して太政官に提出し、参事院・元老院の審査・審議を経て、12月11日に太政官布告第57号「為替手形約束手形条例」を公布した。その意図は、「凡そ商業に従事するものは此の条例の精神を發揮し、其効用を拡充し、手形の習慣を商估の間に勃興せしめ」<sup>(2)</sup> んとすることにあったことはいうまでもない。

しかし、それまで手形取引の慣習に乏しく、また手形の書式・体裁などに一定の決まりもなかったので、あるいは上記手形条例の趣旨に背反する者が出ていたは限らなかった。このため政府は、16年1月29日、大蔵省告示第8号「為替手形約束手形書式」を発した。さらに政府は、「百方手形取引の習慣を市場に發育して其流通を旺かんならしめ」<sup>(3)</sup> る目的で、東京商工会および大阪商法會議所に手形取引につき諮詢した。このように政府が手形条例を制定し、手形の性質を定めその権利を明らかにし、またその書式を公示して百方その信用を保護する措置を講じたのに呼応して、「東京諸銀行は銀行集会所中新に手形取引所を設けて、以て手形の取引を拡張せん」としたといわれている。<sup>(4)</sup>

明治17年に入ても、政府の手形取引奨励努力は続けられた。同年2月1日、大蔵卿は東京商工会に対し手形取引拡張の件につき再び諮詢した。同月17日、東京商工会は臨時会議を開いて、大蔵卿の諮詢事項につき審議を開始した。<sup>(5)</sup> その後

も数回審議した結果、9月22日、「従来手形取引の拡張せざるものは、實に御問諭の如く各商賈が充分之を適用するの手続に慣熟せざるに基き候に付、本会に於ては先以て各商賈を指導し、其方法並手続を会得せしめ、然る後其成跡如何を觀察可致事に議決仕候」旨の復申書を可決した。<sup>(6)</sup>

また大蔵卿は、大阪府知事を通じて大阪商法會議所にも手形取引実行方法につき諮詢した。同會議所は17年7月21日と9月19日に臨時総会を開き、①手形取引の実行を各商人に促すには、まず手形の便益・用法を周知させねばならぬこと、②手形取引の実行には相互の信認を必要とすること、の2点を骨子とする報答書<sup>(7)</sup>を決定し、大蔵卿に提出した。

他方、大蔵卿は17年「七八月の交、関西地方を巡廻せられ、大坂神戸大津其他の地に於て屢々酒造家諸商賈等を会し、縷々手形の功用を説き懇々其振出を勧告せられた」といわれている。<sup>(8)</sup>たとえば、松方大蔵卿は灘において有名な酒造家を集め、「酒造家より東京へ荷物到着する時は、其証を以て荷物を抵当となし、其の荷物の代価を大坂又は東京の銀行より繰り替へ貰ひて之を請取ることとせば如何、然るときは酒造家も都合好く、又東京の酒屋にても都合好し、所謂一舉両全の策なるべし」と説いた。<sup>(9)</sup>また、大津における新旧県令送迎の宴席で大蔵卿は、「財政も略緒に就き、金紙兌換の美制を見るの期も最早遠きに非ざれば、此時に際し農工商たるもののは、共に前途の基礎を定めて資本の増殖を謀るの道を求めざる可からず、其道は他に非ず手形を使用して資本を活用するに在り」と述べ、手形取引の利益を説明したといわれている。<sup>(10)</sup>

### 官営工場に対する手形割引開始

本行はすでに明治15年12月、市中銀行の依頼に基づき、倉庫会社発行の貨物預り証券を保証品とする手形の再割引を行うことにした。この措置は、割引依頼人から手形金額に相当する商品預り証を保証品とする時は、これを一人分の署名押印と見なしして割引を許すことがあるという、本行定款第24条によるものであって、手形割引の奨励にはなっても、必ずしも本来の意味における手形取引を直接奨励するものではなかった。しかし、15年12月の為替手形約束手形条例公布に伴

い本行も手形取引の奨励に努めることになった。

すなわち、手形に関する条例が制定されたとはいえ、「當時我国商業社会の状態は尚現金取引時代に在りて、手形及小切手取引の發達は未だ容易に望む可からざるもの」があった。そこで本行は、「先づ各官省の工場と人民との間に於て約束手形又は為替手形の取引を開かしめ、之を本行に於て割引し以て手形割引の模範を示さんことを期し」、16年2月1日、大蔵卿に対し「諸官省附属諸工場ニ対スル割引手形取引開始ノ義ニ付大蔵卿へ上申書」を提出した。この上申書は3月14日に許可されたので、同月19日、本行は大蔵・陸軍・海軍・農商務・工部各省ならびに東京・大阪両府等に、「本行に於て諸官省工場の手形を割引すべきに付、之が割引手続に該当する用向あらば本行へ申込み度」旨を照会した。

この措置は、官庁がその付属工場の製品等を民間に売却し、あるいは民間から物品を購入する場合、その代金受取りまたは支払いを為替手形もしくは約束手形で行わさせ、これらの手形を本行が再割引することにすれば、「獨り該工場の便利なるのみならず、追々諸商賈は勿論民有の工場等にても割引手形の便益を發見し、自然各銀行に於ても割引の業に従事候様相成」ることを期待したものであったが、<sup>(11)</sup> 16年6月28日、大阪支店において同店開業の典を挙行した際、本行総裁は<sup>(12)</sup> 次のように述べて手形取引を奨励した。

本行業務の内最要のものは手形割引の事なり。抑此手形割引の事たる本邦の習慣に於ては之れ無きものなりと雖ども、西洋諸国は所謂手形流通の国にして、凡百の取引大抵手形の便に依らざるなし。……現金取引の商売のみなりしならば、如何仏國が富み榮へたる国にもあれ、決して此の如き盛なる取引をなすこと能はず。去れば此仏蘭西一国の有様を見れば、米国政治家の割引手形の功用は世界中の金山銀鉱を合せたるよりも貴しと云はれたる者の決して虚言に非るを知る可し。……手形流通の盛んなるは信用の厚きに因る、其信用を置く所以は漸次経験の功を積み、自ら安ずる所ありて後然るものにして、決して一朝一夕の能くする所に非ず。然れども政府は既に手形条例を発行せられ、其性質を定め其権利を明かにし、百方其信用を保護するの道を謀られたり。希くは早く此法の一般に行はるるに至らんことを。

此大坂は從前には種々の名称を以て手形の流通盛んなりしも、維新後は廃止に属せりと云。然りと雖ども、聞く処に依れば今日に於ても諸般の取引大旨延焼の方法に因る

と。然らば則夫に対する手形を製して割引を為すに極めて適當するものなるに、然るに其貸借今日に在ては仕払期限に至るまでは空く帳簿の中に埋没するものなれば、全く割引手形の功用を顯す能はず。因て今一步を進め之を呼起して一葉の証書を作ることは、即取りも直さず謂ふ所の商業手形なるものなり。去れば大坂には従前の習慣と今日の延売との二者を備へたり。既に此者の在るあり、是れ手形使用の最も大坂に行はれ易き所以なり。……手形の使用を誘導して盛ならしめ、遂に全国に行はるるに至らしむるの任は、此商業繁盛の大坂を棄てて何くにかある。

### 荷為替取引の獎励

上述の大坂支店開業式典での演説の中で本行總裁は、「方今世に行はるる荷為替方法のこと付聊本行に於て所見ありて其考案を起し、既に其稿を脱したれば不日各銀行会社に向て協議する所あらん」と予告したが、<sup>(13)</sup>その2か月足らず後の16年8月17日、本行は歐米における荷為替の仕組みを参酌して作成した「荷為替方法」と題する文書を各國立銀行に送付し、「各銀行に於ても若し此案に同意ならんには、各細則を設け置き荷為替取引を獎励するの舉に出でんことを勧告」した。<sup>(14)</sup>

この勧告は手形取引獎励の趣旨に基づくものであったことはいうまでもないが、次のような事情もあった。すなわち、本行開業當時わが国で行われていた荷為替取引は、荷主が手形を振り出すのではなく貨物代金受取証を使用していたので、同受取証をもって本行に割引を申し込む者があった。しかし、この受取証は債権確保上法律的要件を備えていなかったため「頗る危険にして」、本行で割引すべき性質のものではなかった。しかし、「荷為替取引の金融上に与ふる便益は甚だ少小ならざるのみならず、此取引は通例の為換取引と同種のものにして、唯信用を固むるが為めに其荷物を保証として提供するの差異あるのみなれば、当然明治十五年十二月を以て発布せられたる為換手形約束手形条例の範囲内に入るべきもの」であった。そこで「荷為替方法」という方式を案出し、これによって荷為替取引を獎励しようとしたのである。<sup>(15)</sup>

本行の案出した「荷為替方法」は、現在の荷為替手形およびその割引の仕組み

と変わりないが、大要次のようなものであった。

イ、商品の売り手が買い手に対し商品を発送する際、運送業者から船積証書または陸送証書を受領し、また保険会社が利用できる場合には運送商品に保険を付して保険証書を受領する。

ロ、売り手は船積証書または陸送証書・保険証書を市中銀行に提出して荷為替の取組みを依頼するとともに、買い手を支払人とする為替手形を振り出して為替金を受け取る。

ハ、荷為替の取組みを依頼された市中銀行は、買い手所在地の自行本支店またはコルレス先銀行に、上記の船積証書等を添付して為替手形を送付する。

ニ、為替手形と添付証書の送付を受けた本支店またはコルレス先銀行は、手形支払人である買い手の引受けを請求し、資金繰り上必要あるときはこの手形を本行の再割引に付する。

もっとも、当時はまだ「船積証書、陸送証書の法則完備せず、又保険の方法十全ならず、加之從来慣習の荷為換順序先師となりて、此本法を俄に実行すること能はざる地多かるべ」<sup>(16)</sup>と思われたので、荷為替の取組みを依頼する市中銀行に当該商品を差し出し、銀行が船積み・陸送・保険各証書等を整えるという「略法」を認めていた。先進国の制度を移植する場合の苦心の一端がうかがえよう。

### 保証品付手形割引の拡充

明治17年4月10日、本行は割引依頼人より手形割引の保証品として公債証書・地金銀・金銀貨幣。その他商品あるいは商品預り証・同預り証書の保管証を預かる場合の手続きを定めた「割引保証品預入手続」を実施した。このことは保証品付手形割引が少なくなったことを物語るものといえようが、翌18年7月、横浜同伸会社から同社の生糸につき「生糸抵当割引手続書」に基づく手形割引取引を要請して來た。これに対し同月21日、この手続書により振り出された手形につき第三十三国立銀行から再割引の依頼があった時は、本行はこれを承諾する旨回答<sup>(17)</sup>した。

この手形割引の保証品として本行が預かる生糸は、横浜同伸会社から借り受け

た倉庫に保管し、同倉庫の取締まりは三井銀行横浜分店に委嘱する（手数料1か月15円）ことにし、8月10日から横浜同伸会社振出・上州繭糸改良会社受取りの約束手形で、同改良会社裏書・第三十三国立銀行割引のものに対する再割引の取扱いを開始した（割引限度は当初15万円、後に27万円に増額）。取引の実態ならびに手形の形式からすれば保証品を徴求する必要がなかったと思われるのに、なぜ保証品として生糸を預かったのか疑問なしとしないが、明治22年6月、再び横浜同伸会社より、同社が甲府の生糸商風間金八あてに振り出した、生糸を保証品とする約束手形の割引取扱い方依頼があったので、同月6日、「本行金融の都合を以て其請求に応ず」<sup>(18)</sup>る旨回答し、前回同様の取扱いをすることにした。

また、本行は保証品の範囲を拡張した。それまでは公債・地金銀・金銀貨幣・商品等のほかは保証品として認めていなかった——実際には明治17年下期に横浜正金銀行株式を受け入れていた（同期末残高600株）——が、「漸次事業の発展に従ひ保証品の区域を拡張するの必要」があると考え、明治18年5月13日、大蔵卿の許可を得て、日本鉄道会社・横浜正金銀行・第十五国立銀行等の株式を保証品として取り扱うことにした。<sup>(19)</sup>それらの株式は「政府特別監督の下に在る確実なる銀行会社の株券」ではあったが、この措置は「不動産及ヒ銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事」を禁止した日本銀行条例第12条の趣旨にそういうものとはいえず、明治23年5月に創設される担保品付手形割引制度（後述）のはしりとして見逃せない。この措置により、市中銀行が容易かつ敏速に本行から手形割引を受ける道が開けたことはいうまでもないが、真正な商業手形の割引促進につながるものではなかった。

### 手形割引の増大

上述のように、「一方に於ては大蔵卿の頻りに手形振出を奨励せらるるあり、又一方に於ては日本銀行の大いに手形割引に尽す所ありしかば、京阪地方に於ては〔明治17年〕七八月の交より手形の振出漸く盛にして、其割引高亦漸く多きを加へたる者の如し」と述べられるような状況になった。事実、明治17年下期中の本行手形割引高は4363枚・843万円と、前期に比べ枚数にして11倍、金額にして

3倍の激増を示し、同期間中の定期貸（123件・196万円）と比較しても金額で4倍余の多額に達した（前掲、表4-1参照）。

特に大阪支店ではこのような傾向が顕著で、17年下期の同店手形割引高は4048枚・492万円（枚数は本行全体の92.8%、金額は58.4%）に上り、前期比枚数は15.3倍、金額は3.7倍に及んだ。また、定期貸高（52件・75万円）に比べると、金額は実に6.6倍に上るほどであった。

このような本行手形割引の伸長は、前記のように政府および本行等の奨励によるところが大きいと思われるが、次の指摘も注目されよう。すなわち、17年上期ごろまでの「我国の事情たる紙幣其価を復して物価下落するの時」に当たり、「其下落の勢の百物に普及して底止の点を知るに非ざれば、商業活潑の状を呈すること能はざるなり、且下落の勢百物に普及して諸物品の間に平均を復するを得たりとするも、独り損失を免るる能はざるは負債者なりとす、……之を借入るるに当ては資本の購買力少なく、之を仕払ふに当ては資本の購買力増加するを以て、大に損せざるを得ざればなり、故に後日に払ふ可きの約束を以て資金を借入る者、物品を仕入るる者なくして、約束手形為替手形を発せんとするも得ざる也、然れば信約取引の今日に盛ならざるは、必ずしも其責を商賈銀行者に帰す可からずして、我国の事情に於て之を盛ならしむる能ざる者あり」という指摘である。<sup>(23)</sup> これは「兌換紙幣の制立て紙幣の動搖定まるの後に非ざれば、大に之〔引用者注：手形取引〕を拡張する能はざる可き」ことを説いたものであるが、裏返して言えば、明治17年5月の兌換銀行券条例制定を機として、手形取引ひいては手形割引が増大していった一つの理由を物語るものともいえよう。

また、「日本銀行に於て曩きに低少の歩合を以て手形の割引を許すや、諸商賈共に融通の便を得て大いに貨物を買入れ、其有金は割引を得るを頼みとして悉く之を手放すに至」<sup>(25)</sup> ったという指摘も見落とせない。これは、本行大阪支店が17年4月24日に商業手形割引歩合を日歩5厘（当所）ないし8厘（他所）引き下げて1錢5厘としたことを踏まえた指摘であったが、この点に統いて「大坂支店に於て低少の歩合を以て手形の割引をなすや、手形の集り来るもの雲の如く」と述べている。<sup>(26)</sup> その背景には、17年7月以後、中山道鉄道公債の第2回・第3回募集が

あり、民間資金が国庫に吸い上げられて金融が引き締まりに転じたという事情があつたことを忘れてはならないが、割引手形の9割以上（枚数）が大阪支店に集中したのは、低水準の手形割引歩合によるところも大きかったことは否定できない。

過度の手形割引歩合引下げを含む、手形取引の奨励・指導は、手形割引の盛行とともにその乱用を招くことを避けられなかった。本行大阪支店に雲のごとく集まつた「手形を見るに、多くは所謂融通手形にして真正の取引に出でたるものにあらず、割引を求むる者多くは日本銀行の利息安きを見、貨幣を借り出して営業の資本に供せんことを謀り、即ち融通手形を振り出して其割引を乞るなり」と指摘されている。<sup>(27)</sup> 本行も「大阪に於ては手形の濫発より信用を過度に使用するの流弊を生じた」<sup>(28)</sup> ことを認めている。大阪支店が手形割引の奨励において功を急いだ、といわれてもやむをえなかった。事実、「大坂に於ては日本銀行の歩合と市中の歩合と相懸隔せしこと東京の比にあらず」、加えて「大坂に於て金融日に逼迫を告げ、諸銀行頻りに日歩を騰貴して殆んど底止する所なきに際し、独り日本銀行の泰然として敢て歩合を騰貴するの意なきを示」<sup>(29)</sup> したため、「過商を奨励し融通手形を増加せんこと得て免かる可からざるなり」と批判された。

このような事態に対処して本行がいかなる措置を講じたかは、次項でまとめて述べるが、明治17年下期における手形割引の行過ぎは、その後における本行の貸出政策運営に良かれあしかれ影響を与えたように思われる。

- (1) 大蔵省「銀行局第五次報告」（明治15年下半期）（前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、昭和35年、所収）284ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 同上、284ページ。
- (3) 前掲「銀行局第六次報告」（明治16年）316ページ。
- (4) 同上、316ページ。
- (5) 『東京經濟雑誌』第202号（明治17年2月23日）224ページ。
- (6) 上掲誌第233号（明治17年9月27日）424ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (7) 上掲誌第239号（明治17年11月8日）623～624ページ。
- (8) 上掲誌第253号（明治18年2月21日）211ページ。

- (9) 上掲誌第225号（明治17年8月2日）144ページ。
- (10) 上掲誌第227号（明治17年8月16日）219ページ。
- (11) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、120～124ページ。原文の片仮名は一部平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (12) 『東京経済雑誌』第173号（明治16年7月28日）、124～125ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (13) 同上、125ページ。
- (14) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、131～132ページ。
- (15) 同上、131ページ。
- (16) 同上、133ページ。
- (17) 同上、158ページ。
- (18) 同上、169ページ。
- (19) 前掲『営業関係書類』（明治15年～17年）によれば、明治17年9月27日に本行は当座勘定貸抵当品および手形割引保証品として、日本鉄道会社および横浜正金銀行株式を認めることを内定し、総裁名で大蔵卿へ伺を提出したが却下された（本件についてはすでに大蔵卿の内諾を得ており、なにゆえ却下されたか、その事情は明らかでない）。しかし同年下期中に横浜正金銀行株式を保証品とする手形割引が実施されたことは明らかである。
- (20) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、170ページ。
- (21) 同上、170ページ。
- (22) 前掲『東京経済雑誌』第253号、211ページ。
- (23) 上掲誌第229号（明治17年8月30日）272ページ。
- (24) 同上、272ページ。
- (25) 前掲『東京経済雑誌』第253号、211ページ。
- (26) 同上、212ページ。
- (27) 同上、212ページ。
- (28) 日本銀行「一般金融ノ概況並其調節」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻、昭和32年、所収）3ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた。
- (29) 『東京経済雑誌』第254号（明治18年2月28日）247ページ。

### (3) 貸出政策の展開

#### 手形割引の一時中止

明治17年（1884年）7月以降の金融の繁忙化に対処して、本行本店は7月から

8月にかけて計3回・日歩4厘（商業手形割引歩合）方公定歩合を引き上げた。また、手形割引奨励の観点から公定歩合の引上げを渋っていた大阪支店も、前述のように、本店の強硬な指示により9月末と10月初めに計日歩3厘（商業手形割引歩合）の引上げに踏み切った。本行の毎月末割引手形残高の推移をみると（表4-5）、17年8月～11月の間は本店・大阪支店とも異常といえるほどの高水準を維持しており、同年下期の月末平均残高は本店では上期のそれに比べて3.2倍、同じく大阪支店では3.6倍となっていた。

再三にわたる公定歩合の引上げは当然の措置であったといえよう。

公定歩合の引上げに伴って割引手形月末残高は9月をピークにその後減少傾向をたどり始めたものの、なかなか手形割引需要を抑え込むことができなかった。特に大阪支店ではその傾向が強く、11月末の同店割引手形残高は前月末比わずか2.2%の減少にとどまった。一つには、大阪支店の商業手形割引歩合が本店のそれより日歩2厘低く、11月26日・28日の2回にわたる計4厘の引上げで、ようやく本店（11月19日に日歩2厘引上げ）並みとなったことによるものと思われる。しかし、割引手形残高があまり減少しなかったのは、このような理由よりも秋口以降の金融逼迫を背景に、大阪では「銀行者は日本銀行支店を持んで無限の財源となし、濫りに手形の流通を暴漲せしめたるより……過度なる信用を誤用するの弊を市上に発生」<sup>(1)</sup>したことに基づくところが大きい。

このため、本行は上述のように一段と公定歩合の引上げを図るとともに、やむをえず一時再割引を中止するという非常手段を講じた。17年11月中に本行の当所商業手形割引歩合は日歩2錢4厘にまで引き上げられたが、東京の市中貸出金利は11月中旬以降日歩2錢5厘から5錢に急騰するという状態であったため、いず

表4-5 割引手形月末残高

（単位：千円）

明治 年・月末	本 店	大阪支店
17. 1	373(100)	342(100)
2	433(116)	323( 94)
3	305( 82)	139( 41)
4	378(101)	229( 67)
5	459(123)	544(159)
6	697(187)	630(184)
7	1,078(289)	997(292)
8	1,754(470)	1,565(458)
9	1,950(523)	1,619(473)
10	1,650(442)	1,383(404)
11	1,281(343)	1,353(396)
12	875(235)	1,116(326)

（注）かっこ内は明治17年1月末残高を100とした指數。

（出所）前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、45ページ。

これは市中銀行に対する借入需要の鎮静化が予想されたものの、差し当たり本行と市中銀行との間においては公定歩合引上げによる本行貸出の抑制効果はあまり期待できなかった。本行が手形割引を中止したのもやむをえなかったと思われる。ただ、その詳細は不明である。一説によれば、再割引中止は10月下旬初めから大阪支店において実施されたようであるが、もしそうであるならば、11月中旬以降の市中金利の急騰は再割引中止による影響もかなりあったといえよう。

いずれにせよ、本行の再割引中止は市中金融に打撃を与えたことはいうまでもない。「銀行局第七次報告」は次のように記している。「日本銀行は不得已一時再割引を中止せしより銀行者は一層の困難を蒙る」り、歳末接近とともに大阪の「二三の私立銀行俄に破産を告げ」た。このため「各国立銀行は其影響を蒙り、仕払の一方に傾むきたるを以て其困難實に名状すべからず、一時は恐慌の状を呈」し、市中割引金利は「近年未だ曾て見ざる所」<sup>(4)</sup>の9銭5厘にまで高騰した、と。<sup>(4)</sup>ちなみに、金融逼迫のため17年11月から翌18年1月ごろまでの間に閉店した銀行は、金沢・北陸銀行（資本金100万円）、大阪・丸三銀行（同35万円）、京都・竹原銀行（同3万円）、大阪・樋口銀行（同10万円）、信州・山県銀行（同12万円）、大阪・水野銀行（同2.5万円）、大阪・日下銀行（同3.5万円）の7行を数えたと<sup>(5)</sup>いわれている。

このような事態に対処して本行は、政府に定期預金・当座預金・振出手形の形式での国庫金の預入を要請して20万円を直ちに大阪に送金し、市中銀行に臨時の特別融通を行って急を救うこととした。20万円で急場をしのぐことができたとすれば大したこともなかったといえるが、大阪支店では、第三国立銀行支店ほか16行に対し、通常の定期貸と同様の担保・利子歩合により18年3月5日まで貸付を行った。<sup>(7)</sup>その内訳は次のとおりであるが、これによって当時の大阪支店における貸出取引先の概要を知ることができよう。

	千円		千円
東京 第三国立銀行支店	7	久留米第六十一国立銀行支店	3
姫路第三十八国立銀行支店	10	福岡 第十七国立銀行支店	10
熊本 第九国立銀行支店	3	岡山 第二十二国立銀行支店	3

#### 4. 対民間取引の整備拡充

	千円		千円
東京第五国立銀行支店	6	大阪第五十八国立銀行	17.5
徳島第八十九国立銀行支店	8	大阪第一百三十国立銀行	17.5
鳥取第八十二国立銀行支店	10	大阪第一百四十八国立銀行	17.5
大阪第十三国立銀行	17.5	東京第一国立銀行支店	17.5
大阪第三十二国立銀行	17.5	三井銀行分店	17.5
大阪第四十二国立銀行	17.5	計	200.0

(注) 大阪第三十四・大阪第一百二十一各国立銀行および鹿児島第百四十七・沖縄第百五十二各国立銀行支店の4行は、本行借入れを要請しなかった。

(出所) 明治17年12月17日付、本行大阪支店長の副総裁あて報告（日本銀行保有資料『事務書類二』所収）。

明治17年下期の手形再割引の一時中止は融通手形の乱発に起因するが、乱発を招いた理由の一端は、既述のように本行の手形割引奨励策にあったことは否定できない。再割引一時中止措置は批判を免れなかった。たとえば『東京経済雑誌』<sup>(8)</sup>は次のように述べている。「時に低利を以て頻りに貸出をなし、時に全く之を中止せらるることは、我商賈の日本銀行に望む所に非ざるなり。商賈の望む所は歩合の低少なるよりは、寧ろ割引を得るの確定せるに在り。割引の許否常なき時は如何ほど歩合の低少なるも、商賈毫も之を便利とせざるなり。然れ共、日本銀行にして苟も金融の景況に応じて歩合を昂低するの主義を採用せられざる間は、割引の許否一に専斷を以て之を定めざるを得ずして、時に『情の仇』となる如き議論を世に買ふを免かれざるなり」と。

ちなみに、大阪商法會議所は本行の手形再割引一時中止措置にかんがみ、「自日本銀行に於て日々割引に用ふる金額を一定して、或は俄然多額を出し、或は俄然之を中止することからしむる事、割引を通常特別の二種に区別する事、割引手形仲買所を設けて、手形の流通を滑にし手形取引の媒介を為す事」の3点を骨子とする手形割引方案を作成したといわれている。<sup>(9)</sup> その是非はともかく、再割引中止のもたらした波紋の大きさが知られよう。

#### 割引手形取扱いの厳格化

明治17年5月から19年2月まで本行割引局長（今日の営業局長に相当）であつ

た飯田巽理事は、同局長として在任中、手形割引取引の「信否安危の鑑別」に苦しみなどを以下のように書き残している。すなわち、本行に割引局を設け手形割引取引を盛んにすることは本行設立目的の主眼であった。これはヨーロッパで盛んに行われていた手形割引取引に倣おうとしたものであったが、「我国当時の実業家は詐偽を事とし違約を意とせざるの惡習弊あるを以て、割引取引に信を置く能はず、往々不渡手形ありて処置に困難した」。その原因は「文明國の習慣法を採て早く不文明国に行はんとせし」と。<sup>(10)</sup>

当時本行が割り引いた手形の中から不渡手形がどの程度発生していたかを示す資料はないが、飯田は「中には無抵當にて金を借用し得るを好き事に思ひ、手形を濫發して終に其払込を為し得ず、裏書者に迷惑を及ぼしたもの少なからず」と述べている。<sup>(11)</sup>このような手形割引にまつわる弊害を回避する方法は二つしかない。手形割引取引を廃止できない以上、一つは割引手形の審査を厳格化することであり、もう一つは不渡りに備えてあらかじめ担保（保証品）を徵求しておくことであった。

まず手形審査の厳格化についてみると、明治18年中の本行手形割引高（5867枚・602万円）は、枚数こそ前年を23.2%上回ったものの、金額は1年分で前年下期（843万円）の額をさらに28.6%も下回っている。このことは、1枚当たり手形割引金額が小口化した（17年中約2300円→18年中約1000円）ことを意味するが、それだけ本来の意味の商業手形が多くなったといえよう。また、手形割引高（金額）の減少に関しては、18年中は紙幣整理に伴う物価の下落が続き、商況不振

表 4-6 対民間手形割引高  
(単位: 金額は千円)

明治・年	本店		大阪支店		合計	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
16	50	1,240	30	355	80	1,595
17	443	4,804	4,318	6,260	4,761	11,064
18	555	2,486	5,312	3,529	5,867	6,016
19	284	5,471	5,759	5,400	6,043	10,870
20	545	14,025	11,393	10,317	11,938	24,342

(出所) 日本銀行保有資料『半季報告材料書類』。

のうちに推移したことを十分に考慮しなければならないものの、同年4月以来5回にわたる引下げにより、本店の当所商業手形割引歩合は日歩2錢6厘から1錢9厘に、大阪支店のそれも日歩2錢6厘から1錢5厘

へ大幅に低下したにもかかわらず、手形割引高が上記の程度にとどまったのは、手形審査が厳格化した一つの表われでもあるように思われる。

一方、本店における手形割引拒絶高をみると、18年中は130枚・35万円弱に及び、依頼高に対する比率は枚数で19.0%、金額で12.3%に及んだ。これと比較すべき適切な資料はないが、割引のため持ち込まれた手形の枚数でほぼ2割が割引を拒絶されたということは、かなり厳格な審査を物語るものといえよう。翌19年下期以降になると、手形割

引の拒絶率は依頼高の大幅な増大にもかかわらず数%にとどまっており、少なくとも本店窓口においては手形割引の正常化がかなり進んだように見える。もっとも大阪支店の状況については、計数が明治19年下期以

表 4-7 手形割引拒絶高

(単位: 金額は千円)

明治 年/期	本 店		手形割引拒絶高			
	依頼高(A) 枚 数	金額	拒絶高(B) 枚 数	金額	B/A(%) 枚 数	金額
17/下	418	3,797	103	289	24.6	7.6
18/上	374	1,116	82	164	21.9	14.7
下	311	1,717	48	183	15.4	10.7
19/上	119	452	22	64	18.5	14.2
下	191	5,096	4	13	2.1	0.3
20/上	202	5,933	5	74	2.5	1.2
下	365	8,377	8	211	2.2	2.5
21/上	365	4,898	6	59	1.6	1.2
下	858	11,454	20	95	2.3	0.8

降しかないので判断しがた

いが、21年中の拒絶率が枚数で3割近くに達し、金額で4割を超えたことから考

えると、手形乱用の弊は必

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

ずしも是正されなかったともいえよう。

次に、不渡りに備えて担保を徴求する件については、飯田は明確なことを書き残していない。「実業家を改心せしめ、悪習を矯めて安全なる信用取引に為さんとするは徳義問題にして」容易に実現できることではないが、さりとて「金融を業とする者は其信用者を得るまで取引をなさずして拱手すべきものにあらず。時に応じ人に由り損失ながらしむる備を立て、取引を為さざるべからず」と考え、「我国の現況に適応すべき取引作用方策を立て、総裁に提出し、総裁は之を大蔵省に相談したるに」、加藤済「銀行局長は之に同意せず、飽迄も信用取引を持続し実

大阪支店 年/期	大阪支店		手形割引拒絶高			
	依頼高(A) 枚 数	金額	拒絶高(B) 枚 数	金額	B/A(%) 枚 数	金額
19/下	4,393	3,109	805	92	18.3	3.0
20/上	3,687	3,679	122	108	3.3	2.9
下	9,071	8,531	1,243	1,785	13.7	20.9
21/上	10,781	9,485	3,367	4,113	31.2	43.4
下	8,725	8,249	2,280	3,389	26.1	41.1

業家を引導して其普及を謀るべし」との態度であったと記しているだけである。<sup>(13)</sup>

加藤銀行局長が「信用取引」に固執したとするならば、飯田の立案した本行の手形割引方案というのは、担保品付手形割引かそれに近いものを基礎とした案であったと思われる。飯田は「一般の銀行者は手形取引の悪習あるを恐れ、其取引には担保品を提供せしめて損失予防の備を立る慣例を作るに至り、隨て再割引をなす日本銀行も安心して取引を為すに至りたり」と記しており、担保品付手形割引に好意的な態度を——一応恥すべきことであるとしていたもの——示している<sup>(14)</sup>。これらのことから考えると、本行は本来の意味の商業手形割引から、やむをえない処置であったとはいえ、担保品付手形割引へと重心を移そうとしていたといえよう。

試みに本店の期末割引手形残高中保証品付のものを見ると、すでに明治17年下期末における割引手形残高（88万円）の72.4%は、公債・株式・倉庫会社貨物預り証を保証品としていたが、19年下期末の同残高（82件・272万円）のうち保証品付は60件（73.2%）に上り、保証品の価格（312万円）は割引残高（272万円）を14.8%も上回っていた。仮に保証品の掛目を80%とすると割引残高の9割以上が保証品付であったことになるし、70%と仮定してもその比率は8割となる。また20年下期末の割引残高（133件・385万円）について見れば、保証品付は件数では39件（29.3%）と大幅に減少したが、保証品価格は409万円に達し、掛目を平均80%とすると保証品付は割引残高の8割5分を、70%としても7割5分近くを占めていたことになる。

保証品付手形がすべて純粹な商業手形でなかったとはいえない。商取引に基づき振り出された手形であっても、念のために保証品を徴求することがあったからである。割引局長であった飯田も、「裏書者となる銀行に在ては其手形発行者より担保品を徴し置、不払手形となるも迷惑を及ぼさざるの備へを為さざれば取引を為さざる状況となり、自然之が慣習」となったと記している。<sup>(15)</sup>

こうしたことを考えると、明治18年5月に日本鉄道会社・横浜正金銀行・第十五国立銀行の各株券を保証品として認めた措置は、さすがの大蔵省もしくは加藤銀行局長も、手形割引に際し担保を徴求することが慣習化してきたという実態を

#### 4. 対民間取引の整備拡充

無視できなくなつたための妥協策であったとみられないこともない。ただ、企業勃興期の明治21年下期末には、日本鉄道のほか両毛鉄道・水戸鉄道・東京馬車鉄道・日本郵船・第三國立銀行・第十國立銀行・第九十五國立銀行の株式のみならず、本行の株式すら保証品に名を連ねるに至つたことを思うと、18年5月の措置は日本銀行条例の趣旨に反して保証品の範囲を著しく広げる発端になつたようと思われる。さらに22年下期末になると、保証品の86.3%（価格）は株式であつて、その銘柄は本行株式をはじめ25を数えるに至り、保証品即株式という姿が定着しつつあつたことは見逃せないであろう。その意味では、担保品付手形割引制度創設の素地は十分にできていたといつてよい。

表 4-8 本店割引手形の保証品

（単位：件数を除き千円）

明治 年／期末	割引手形残高		うち 保証品付 件数	保 証 品					計
	件 数	金 額		公 債	金銀貨	株 式	商 品	不動産	
17／下	126	875	n. a.	198		60	376		634
18／下	122	708	n. a.				458		458
19／下	82	2,715	60		110	175	2,809	22	3,116
20／下	133	3,854	39	30	10	93	3,941	12	4,086
21／下	359	4,430	158	215	10	814	2,705	62	3,806
22／下	2,512	11,553	n. a.	64		791		62	917

（注）保証品中株式の銘柄・株数は次のとおり。

17年下期——横浜正金600

19年下期——横浜正金280、日本鉄道2334

20年下期——横浜正金430

21年下期——日本鉄道5880、両毛鉄道260、水戸鉄道270、東京馬車鉄道370、日本郵船70、日本銀行609、第三國立50、第十國立280、第九十五國立142

22年下期——日本銀行554、横浜正金470、第一國立25、第三國立200、第十國立330、第十五國立50、第七十四國立100、第九十五國立177、日本鉄道1157、九州鉄道100、両毛鉄道482、山陽鉄道300、水戸鉄道900、東京馬車鉄道80、日本郵船315、大日本帝国水産3800、北海道製麻5600、東京株式取引所29、内国通運2205、鐘淵紡績250、小名木川綿布530、同伸会社95、富士製紙400、東京畜産120、三田農具100

（出所）前掲『半季報告材料書類』。

#### 手形割引の比重低下

上述のように、明治17年下期における手形割引の行過ぎは、手形審査の厳格化と保証品付手形割引の増大をもたらしたが、本行対民間貸出中に占める手形割引の比重が低下したことを見落とすことができない。

すなわち、年間の本行対民間貸出高に占める手形割引の割合は、明治17年には66.8%と相当の水準を示していたが、翌18年に38.0%へ大幅に後退した後、19年に46.1%と半分近くまで戻したものの、20年以降再び後退して22年には27.2%と3割を下回るに至った。審査の厳格化につれて手形の持込みが相対的に抑えられたことと、持ち込まれた手形でもその性質が不完全であるとして割引を拒絶されたものが多かったことが響いていたと思われるが、手形割引に代わって比重を増大したのは定期貸であった。<sup>(16)</sup> 対民間貸出中定期貸は、17年には14.6%を占めるにすぎなかったのが、20年以降着実な増勢を示し、22年には51.1%とわずかながらも過半を占めるようになり、定期貸が本行対民間貸出の主流となるに至った。

表 4-9 本行対民間貸出高

(単位：千円)

明治・年	手形割引	定期貸	当座勘定貸	合計
17	11,064( 66.8)	2,414( 14.6)	3,093( 18.7)	16,571(100.0)
18	6,016( 38.0)	5,284( 33.4)	4,541( 28.7)	15,841(100.0)
19	10,870( 46.1)	6,782( 28.8)	5,903( 25.1)	23,555(100.0)
20	24,342( 36.5)	23,120( 34.7)	19,196( 28.8)	66,658(100.0)
21	26,430( 28.8)	35,752( 39.0)	29,474( 32.2)	91,656(100.0)
22	28,486( 27.2)	53,515( 51.1)	22,787( 21.8)	104,788(100.0)

(注) 1. 明治22年中の手形割引高には成貨払渡証書および外國為替手形の割引は含まれていない。

2. かっこ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

このように明治20年代に入ってから定期貸が格段に増大した理由については、いろいろなことが考えられる。底流として、本行が担保付の貸出を選ぶ傾向があったこともうろうが、18年5月の兌換銀行券発行開始と19年1月の政府紙幣兌換開始とが相まって、わが国通貨制度の基礎を確立し、通貨価値が安定するに至ったのを契機として、漸次企業勃興の機運を招来し、20年以降、事業計画が四方で策定されたことが響いていたと思われる。たとえば、20年「割引局貸付課上半季報告書」は、定期貸の増大につき「実際商業上活動を生じたるにもあらず、想ふに諸社増募株金払込の時期に迫りたる故ならん」と記している。<sup>(17)</sup>

定期貸増大の一因として個人貸付の増加も挙げられよう。個人貸付の実績は本店分のみしか分からず(19年下期までは期中貸付高、20年上期以降は期末残

高)が、表4-10にみられるとおりその規模は意外に大きい。銀行・会社に対する定期貸に比べれば1件当たり金額は小さく(21年上期で銀行・会社は約3.5万円、個人は約1.2万円)、また一人当たり定期貸高には制限があった(本店・5万円)ので、定期貸中に占める個人貸付の割合はずば抜けていたわけではないが、それでも21年上期までは金額で20%~30%に及び、件数では50%~60%にも達していたのである。

表4-10 本店の対個人定期貸  
(単位:金額は千円)

明治 年/期	期中貸付高(A)		うち個人貸付(B)		B/A(%)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
18/下	126	1,939	73	494	57.9	25.5
19/上	119	1,520	72	570	60.5	37.5
下	170	2,318	98	740	57.7	31.9

明治 年/期末	期末貸付残高(A)		うち個人貸付残高(B)		B/A(%)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
20/上	156	3,958	99	1,051	63.5	26.6
下	250	8,215	97	1,507	38.8	18.3
21/上	245	5,875	122	1,471	49.8	25.0
下	215	10,606	91	953	42.3	9.0
22/上	226	8,962	110	1,227	48.7	13.7
下	267	10,760	50	622	18.7	5.8

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

「日本銀行は体面より之を謂はば中央銀行にして、営業の性質より之を謂はば割引銀行なり、手形割引を以て営業の一大主眼とすれば、貸付の如きは其余業と謂ふも亦不可ならず」とされていたにもかかわらず、開業後5年余を経過した明治21年中の対民間貸出のうち、手形割引の占める比率が3割にも満たなかったということは、本行設立の趣旨に必ずしもそうものではなかった。しかし、本行の取引先である市中銀行の貸出が手形割引を中心とするようにならない限り、換言すれば商業銀行としての態様を備えるに至らない以上、本行のみが商業銀行の銀行となることは至難の業であった。

創業期における本行の主要貸出先が国立銀行であったことはいうまでもない。たとえば、本店定期貸残高(金額)の60%~70%は国立銀行に対するものであっ

た。また、明治22年末の当座預金取引先69のうち43（62.3%）は国立銀行であったが、当時の国立銀行の「資金運転の最も重なるものは貸付にして、手形割引及当座預金貸越の如きは一の附帯営業たるの觀あり」という状態であった。<sup>(19)</sup> 国立銀行の貸出の内訳を見ても（表4-11）、手形割引の比重漸増・貸付の比重低下という傾向は見られるものの、貸付中心という姿は依然続いていた。

表4-11 国立銀行年間貸出高  
(単位:千円)

明治・年	貸付	当座貸越	手形割引	荷為替手形貸	合計
15	162,873 (56.3)	88,260 (30.5)	26,132 (9.0)	12,222 (4.2)	289,487 (100.0)
16	148,860 (58.3)	71,624 (28.1)	25,634 (10.0)	9,261 (3.6)	255,379 (100.0)
17	141,999 (55.2)	67,082 (26.1)	38,536 (15.0)	9,757 (3.8)	257,374 (100.0)
18	129,928 (56.5)	59,414 (25.8)	27,884 (12.1)	12,877 (5.6)	230,103 (100.0)
19	135,380 (50.9)	67,095 (25.2)	43,366 (16.3)	20,373 (7.7)	266,214 (100.0)
20	160,648 (47.3)	90,541 (26.6)	67,942 (20.0)	20,849 (6.1)	339,980 (100.0)
21	169,679 (43.6)	119,248 (30.7)	78,387 (20.2)	21,570 (5.6)	388,884 (100.0)
22	187,793 (40.4)	151,528 (32.6)	99,775 (21.5)	25,921 (5.6)	465,017 (100.0)

(注) かっこ内は構成比(%)。

(出所) 明治財政史編纂会『明治財政史』第13巻、明治財政史発行所、昭和2年、446ページ、489ページ。

これに加えて、手形割引といつても本来の意味での商業手形が、どれほどの金額に達していたかは明らかでない。たとえば、明治17年中の国立銀行手形割引高（3854万円）は前年比50.3%の大幅増加となっているが、「銀行者中銳意商業手形の発達を企図して之が流通を奨励せしより、従来の貸金を該手形に変ぜしもの多きに職由」し、「割引手形に於て著しく進歩を示すと雖ども、畢竟急進に出たる信用過度の結果にして、未だ遽に之を以て営業の発達と見做す能はず」といわ

れている。<sup>(20)</sup> 本行割引局長であった飯田が記しているように、市中銀行が手形割引に際し担保品を徴求するのが慣習化していたとすれば、本来の意味の手形割引がどの程度発達していたか、にわかには断定できないであろう。

以上のような国立銀行の貸出形態を前提とする限り、創業期における本行対民間貸出が定期貸中心となったのもやむをえなかったと思われる。しかし、商業銀行の銀行という理念が放棄されない以上、手形割引への回帰が間欠的に本行の政策課題として浮かび上がってこざるをえない。

- (1) 前掲「銀行局第七次報告」(明治17年) 358ページ。
- (2) 前掲「一般金融ノ概況並其調節」3ページ。
- (3) 『東京經濟雑誌』第237号(明治17年10月25日) 562ページ、前掲、同誌第253号、211ページ。
- (4) 前掲「銀行局第七次報告」358ページ。
- (5) 前掲『東京經濟雑誌』第253号、213ページ。
- (6) 日本銀行条例第15条において、本行は諸手形を発行できる旨定められていたが、これを受けて定款第31条で振出手形の発行を認められていた。これは預け金の預入者に対し、その希望によって本行が交付する預金手形で、同手形の保有者がこれを通貨の代わりに支払手段として使用し、それが転々流通するようになれば、銀行券と同じ機能を果たすことになる。
- (7) 明治17年12月17日、本行大阪支店長の富田副総裁あて報告(前掲、『事務書類二』所収)。
- (8) 『東京經濟雑誌』第254号(明治18年2月28日) 249ページ。
- (9) 前掲、上掲誌第253号、223ページ。
- (10) 飯田巽「巽経歴譚」明治39年(東京大学教養学部『比較文化研究』第14輯所収) 77ページ。
- (11) 同上、77ページ。
- (12) 同上、79ページ。
- (13) 同上、77ページ。
- (14) 同上、78ページ。
- (15) 同上、79ページ。
- (16) 「明治二十一年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、昭和32年、所収) 2ページ、「明治二十二年日本銀行営業報告」(同) 32ページを参照。
- (17) 前掲『半季報告材料書類』(明治20年上半季)。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。

- (18) 前掲「銀行局第七次報告」360~361ページ。
- (19) 明治財政史編纂会『明治財政史』第13巻、明治財政史発行所、昭和2年、450ページ。  
原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点を入れた。
- (20) 前掲「銀行局第七次報告」363ページ。

#### (4) 公定歩合の弾力的変更

##### 企業の勃興と株式金融の盛行

紙幣整理に伴う物価の低落につれて商況は不振に傾き、商取引の沈滞は明治19年（1886年）にはその極点に達した。しかし、本行の設立と銀貨兌換制の確立による近代的通貨・信用制度の整備は、物価の安定ならびに不況に伴う金融の緩慢化と相まって企業勃興を促すことになった。

企業の勃興はまず鉄道業から始まり、鉄道会社の創立が陸続として発起された。明治19年には、伊予・日光・両毛・甲武・武藏・山陽各鉄道6社、20年には水戸・九州・大阪・北越・常総・讃岐・山形・甲信・群馬・武総・総州各鉄道11社、21年には関西・別子・総武・北陸・筑豊興業各鉄道5社、22年には上越・山梨・播磨・舞鶴・摂丹・紀泉・京鶴・豊州・奈良・北海道炭礦・参宮・南和・北総・両総各鉄道14社<sup>(1)</sup>の創立が発起された。このような鉄道事業の勃興には行過ぎの觀がなかったわけではなく、当時の鉄道局長官井上勝は「鉄道病の流行」を懸念して、明治20年3月15日と翌21年7月4日に、首相に対し「企業者をして静思徐歩の方向を探らしめんことを建言した」ほどであった。<sup>(2)</sup>

明治20年以降、企業勃興は鉄道業から鉱業・製造業とくに綿糸紡績業へと波及した。明治20年には天満紡績・東京紡績・平野紡績・尾張紡績、21年には鐘淵紡績・倉敷紡績・甲府紡績、22年には摂津紡績・尼崎紡績と、1万錘～2万錘規模の紡績会社が相次いで設立され、機械制大工業としての紡績業發展の基盤が整えられた。<sup>(3)</sup>また、製糸業においても器械製糸が明治20年代に本格的な展開を示したほか、政府の官営工場・鉱山の払下げも20年ごろから本格化した。

このような企業の勃興にかんがみ、明治20年前後を起点として日本の「産業革

命」が開始されたといわれているが、渋沢栄一は当時を回顧して次のように述べている。<sup>(4)</sup> 明治20年～22年の3年間は工業会社が最も勃興した時であって、商工会の調査によると、この3年間における株式会社の実際払込資本金額は4300万円の多額に上り、うち紡績会社分は1400万円～1500万円に及んだ。明治21年・22年ごろは、「利益多しと皆称せし事業には、我も我もと同業を起し、互に競争するの有様にて、一人よしと云へば万人皆これをよしとして共に同一の業を企つる」という状態であった、と。

しかし、渋沢は異常な企業熱につきまとう危険も指摘することを忘れなかつた。「事業は成立せしも十分なる利益もなく、約束の株金は入金せられ、株主は未だ払込を終らざるに、懷中既に空しくなり、会社より払込を催促するも之に応ずること能はず、会社も困れば株主も困る有様」となつた。あるいは、「会社事業の勃興するに従ひて株券の価非常に好況を呈したる故、この間に乘じて株券売買の目的として、名を工業会社に借りて設立する所謂山師業なるもの起り……唯株券さへ騰貴すれば其の希望を達しうるといふ連中比々として起」ったと語っている。その結末がどうなるかは想像に難くない。

このような投機的性格を内包した企業勃興を支えた制度的要因として、株式の分割払込制度を挙げることができる。<sup>(5)</sup> これは、株式会社の設立・増資に際し一度に全額の払込みを要求せず、何回かに分割して払込みを行わせるという制度であったが、当時の資本蓄積の低さと株式発行市場の立ち遅れを反映するものであったことはいうまでもない。この株式分割払込制度により会社の設立は容易となり、基礎薄弱な会社を少なからず含んだ企業勃興が促されることになったが、明治10年代後半の金融緩慢下において、市中銀行が株式担保の貸出を通じて株式払込資金を供給し、企業熱をあおったことも見落としえない。企業勃興が進むにつれて、市中銀行に対する株式払込資金の需要が増大すれば、金融市場に影響を及ぼすことは避けられず、それが行き過ぎれば「恐慌」の発生を招く可能性があつたからである。

### 公定歩合の引上げ

明治22年2月16日の第13回本行株主総会において、富田鉄之助総裁は21年中の一般金融情勢につき次のように述べている。<sup>(7)</sup>

明治21年春の商況は不活発の傾きがあったが、前年に引き続いて各種会社の創設が四方に見られ、会社創立計画の多いことは「未曾有」といえるほどであった。中には資本金の払込みが十分でなく、会社の基礎も定まらないのに早くも株式の売買をなし、株価の高低を競うものもあるように見受けられたが、「新設会社資本の需要過度なれば、隨て金融市場の変動を來すべきは自然の勢ひなるを以て、機敏なる新聞記者を始め世の理財に志ある者は深く前途を憂へ痛論するに至」った、と。

市中金融の動向は東京と大阪とでは若干の違いがあったが、東京では21年4月ごろまでは金融の逼迫は見られず、各銀行とも概して資金に余裕を有していた。本行本店の公定歩合も3月10日に引き下げられた（当所商業手形割引歩合、日歩1厘引下げ）。しかし5月に入り、鉄道開通路線の増大に伴い地方から商品仕入れのため上京する者が増えたので、卸・小売りとも次第に活発化してきた。これに加えて、「前年来陸続創設したる諸会社株主中には株金払込の期に迫まりたるを以て其準備に奔走するもの歛なからず」、このため金融は引締まりに転じ、翌6月には決算期の関係もあって金利はさらに上昇した。<sup>(8)</sup>

このような情勢に対応し本行本店は、5月と6月に公定歩合を引き上げた（当所商業手形割引歩合、各日歩1厘）のに続いて、8月にも引上げを実施した（同、日歩1厘）。「日本銀行金利の一高一低は各銀行は勿論一般商人の注目する所」だったので、本店公定歩合の引上げは「金融俄かに繁忙に赴きしが如き感念を起さし」め、市中金利は8月から10月まで騰勢をたどった。一つには、横浜生糸貿易の停滞に伴う生糸抵当貸の増大によるところもあったが、9月には「各銀行共短期の貸付を除くの外大抵貸出を謝絶する」<sup>(9)</sup>ようになった。

一方、大阪においても、米穀輸入と新設会社の資本金払込みの増大から21年3月に金融引締まりを來した後、8月～9月および12月に金融の逼迫を生じた。このように間欠的ながら金融逼迫の現象が現われるようになったのは、「資本は新

設企業会社の為めに吸収せられて固定資本に変ぜんとするが故に、漸く流動資本の欠乏を感じ」たためであった。<sup>(10)</sup> ちなみに、国立銀行の貸出、兌換銀行券発行高および本行対民間貸出の推移について見ると（表4-12）、前年または前年同期と比べて伸び率の高いのは概して明治20年であることが分かるが、そのような情勢に引き続く翌21年に金融の基調変化が目立ってきたのは当然であろう。

表4-12 主要金融指標

(単位：千円)

明治 年	國立銀行		日本銀行		
	年間貸出高	年末貸出残高	年末兌換銀行券発行高	年間対民間貸出高	年末対民間貸出残高
19	266,214 ( 15.7)	86,845 ( 33.7)	39,549	23,551 ( 48.7)	7,521 ( 93.7)
20	339,981 ( 27.7)	105,347 ( 21.3)	53,454 ( 35.2)	66,658 (183.0)	18,423 (145.0)
21	388,884 ( 14.4)	117,015 ( 11.1)	65,770 ( 23.0)	91,656 ( 37.5)	20,124 ( 9.2)
22	465,017 ( 19.6)	141,384 ( 20.8)	79,108 ( 20.3)	104,788 ( 14.3)	21,535 ( 7.0)

（注）かっこ内は前年または前年同期比増加率（%）。明治19年の兌換銀行券発行高の前年比増加率を記入しなかったのは、前年5月に発行が開始された関係から異常に高い増加率となるため。

（出所）1. 国立銀行年間貸出高は前掲『明治財政史』第13巻。

2. 国立銀行年末貸出残高は日本銀行統計局『明治以降本邦主要經濟統計』日本銀行、昭和41年。

3. その他は日本銀行保有資料。

投機的な企業熱を交えた企業の勃興と再三にわたる金融逼迫現象の出現から、「恐慌来」の声が高まったといわれているが、<sup>(11)</sup>「本行は屢々利息を変更し、時々取引を斟酌して以て注意を怠ら」なかつた。<sup>(12)</sup> 明治21年中の本行本店の公定歩合変更回数は6回（うち1回は引下げ）に及び、大阪支店のそれに至っては前後13回（うち4回は引下げ、公定歩合の一部変更を含む）に達した（表4-13）。また、対民間貸出を抑制気味に運営したことは表4-12からうかがわれよう。

幸い、秋から年末にかけての金融繁忙時に、政府が国債利子の支払いおよび金禄公債1000万円の償還を行ったのに加えて輸出の好転もあり、「金融一変し円滑の状況を以て終に年末を経過し」、企業勃興の反動を見ることなく終わった。この点について『東京經濟雑誌』は、「恐慌遂に来らず」と題する社説において、

平穏無事に今日に至らしめた主な要因として、①識者の忠告、②政府の在外正貨取寄せ、③生糸輸出の好調を指摘しているが、①に関しては「第一に届指すべき

表 4-13 明治21年中の公定歩合の変更  
本 店

明治21年	定期貸利子	当所商業手形割引歩合	当座貸越利子
1月 4日	年利 6.0 %	日歩 1.60 (5.84)	年利 6.0 %
3月10日	5.8	1.50 (5.48)	5.8
5月11日	6.0	1.60 (5.84)	6.0
6月 2日	6.3	1.70 (6.21)	6.3
8月24日	6.6	1.80 (6.57)	6.6
9月29日	6.8	1.85 (6.75)	6.8

## 大阪支店

(単位：日歩銭)

明治21年	定期貸利子	当所商業手形割引歩合	当座貸越利子
1月 6日	1.80 (6.57)	1.80 (6.57)	
1月 7日			1.80 (6.57)
1月24日	2.10 (7.67)	2.10 (7.67)	2.10 (7.67)
2月 3日	2.30 (8.40)	2.30 (8.40)	2.30 (8.40)
3月12日	2.10 (7.67)	2.10 (7.67)	2.10 (7.67)
4月 6日	1.90 (6.94)	1.90 (6.94)	1.90 (6.94)
5月 4日	1.70 (6.21)		1.70 (6.21)
6月 6日	1.90 (6.94)	2.00 (7.30)	1.90 (6.94)
7月24日		1.80 (6.57)	
8月14日		2.00 (7.30)	
8月22日	2.00 (7.30)	2.10 (7.67)	2.00 (7.30)
9月25日	2.10 (7.67)	2.30 (8.40)	2.10 (7.67)
12月25日	2.20 (8.03)		2.20 (8.03)

(注) かっこ内は年利換算(%)。

(出所) 前掲「一般金融ノ概況並其調節」。

ものは日本銀行総裁富田鉄之助君是なり」とし、富田総裁の忠告なかりせば果たして恐慌の発生を回避できなかどうか疑問であると記している。<sup>(14)</sup>

また、日本金融史の古典

『稿本日本金融史論』を著した滝沢直七は、「企業熱の高潮してなほ恐慌の襲来せず」して終わった理由として、①識者の警告・経済界の警戒、②日本銀行の引き締め政策、③国債の償還、④在外正貨の取寄せ、⑤輸出超過による正貨流入、⑥生糸輸出の好調、⑦新設企業の意図的な株式払込みの繰延べを挙げているが、

「最初に警告を与へた人は日本銀行総裁であつて、日本銀行の警戒は当然あるべき所、屢々金利を変更し、短期の貸出に努め、回収を謀り、警戒を厳にして努めて來らんとする金融の変調に対して矯正せんとし、日本銀行が中央銀行たる職分を尽さんとせし」ことが、恐慌の発生を防ぐのに効果があったと評価している。<sup>(15)</sup>

## 本行貸出の厳正化

翌明治22年に入っても、前年の余勢を受けて引き続き会社新設資金の需要が見

られたものの、商況の沈静を映じて商取引関係資金の需要が少なかったうえ、春に国債の償還が行われたこともある、22年上期中の金融は平穏のうちに推移した。このような情勢のもと、本行本店は1月・2月に3回にわたって公定歩合を引き下げ（当所商業手形割引歩合、日歩1錢8厘5毛→1錢6厘5毛）、大阪支店も2月と5月に引下げを行った（同、日歩2錢3厘→2錢）。

しかし、投機的な企業熱は冷めたわけではなかった。前年晚秋ごろからの株価の騰勢は衰えるどころか「上向きの一方に傾き」、22年4月までは「頗る上景気」となり、「将に我金融市場の資本を挙げて、悉とく株式の為めに吸集せられんとするやに見受けられたといわれている。<sup>(16)</sup> たとえば、東京株式取引所長期清算取引の1日当たり売買高は、21年1月～10月平均2828株から、21年11月～22年4月の間は<sup>(17)</sup> 6375株と2.3倍に増大している。

22年5月1日、上述のように本行大阪支店は公定歩合を日歩1厘引き下げたが、その1週間後の5月8日、本店は商業手形割引歩合を日歩1厘、定期貸利子歩合を年0.2%引き上げた。公定歩合変更の趣旨を公表するという慣例はなかつたので、本店の引上げ意図は明確にできないが、『東京経済雑誌』は、「近来再発したる株券熱は最早其頂点に達し、將に金融市場の恐慌を惹起さんとするの憂なきに非らざるを以て、日本銀行は過日来常に貸出しを引締めたるより、一般の金融も連れて小締りしが、愈去八日より其利子割合を引上げ」たと記している。<sup>(18)</sup> 同誌のいうように、株価の騰貴が「大浪激波万山を掩はんとするの勢ひ」であったとすれば、公定歩合の引上げは当然であったと思われるが、本行が「過日来常に貸出しを引締め」ていたという指摘も見逃すことができない。

それと関連するかどうか定かでないが、明治22年6月1日の『東京経済雑誌』によると、<sup>(20)</sup> ほぼそのころ、本行総裁は取引先銀行14行の重役を招致し、次の2点につき要望している。一つは、商業手形の流通が活発でないうえ、取引の裏付けのない、形のみまねた手形が横行しているのみならず、書替え継続により決済を引き延ばすという悪弊が見られる点についてであった。富田総裁は「此風を矯正するの任は日本全国の首府にして金融社会の中心たる東京の宜しく負ふべきものなり」と説いたが、そう言う以上、本行が率先この悪弊是正に力を尽くしたであ

ろうことは想像に難くない。もう一つは、手形貸付（貸付金）についても「一度借入れて必ず延期するを以て少しも憚らず、因襲の久しき漸く其風を成し」ているが、手形割引にせよ手形貸付にせよ、「皆多くは実際より生ぜざるに付き 約束期限も履行する能はず、信用破れて融通渋る、今日免る可らざるの通弊」であるという点についてであった。これらのことから見て、本行は手形割引・定期貸の厳格化に努めていたものと考えられ、前記のように、本行が過日来常に貸出を引き締めていたと言われるような状況にあったといえよう。

22年6月1日、本行本店は再び商業手形割引歩合を日歩5毛、定期貸利子歩合を年0.2%引き上げ、大阪支店も4日公定歩合の日歩1厘引上げを実施した。当時、この引上げは「目下金融市場は別条なきも、追々生糸の季節にも近づき、且つ諸株券払込の期月の間に迫り居る者も多くあり、旁々以て金融市場も追々引締るべきを以て、一に戒慎の趣旨に出でたる」ものであると報じられているが、大蔵省「銀行局第十二次報告」も次のように記している。「日本銀行は生糸輸出の季に及べば金融繁忙を告げ、横浜貿易の情況に由りては一時に巨万の資金を要し、之が為め金融俄かに壅塞を來すの例少なからず、且当年は前年来資本の多分は新設企業会社の為めに吸收せられて、大に流動資本の欠乏を感じるの状あれば、前途金融上に意外の変動を起すも亦図るべからざるを予見し」、6月に公定歩合を引き上げ「之が準備を為し、以て市場の緩急に応ずるの策を取り、大に将来を慮れり」と。<sup>(21)</sup>

このように予防的な政策運営が図られたにもかかわらず、22年8月に入って事態は急変した。金融はいよいよ繁忙の度を加え、同月下旬には「殆んど恐慌の兆を現はし」、各銀行は景気の前途を懸念して手元準備の充実に努め、「普通貸付の如きは抵当品の良否、利息の高低に拘はらず大概謝絶するの有様」となった。このため、国債を売却して資金調達を図る者も少なくなく、国債価格は「頽然として額面を崩すに至」り、株価も氣勢をそがれて下落の一方に傾き、「株券抵当の融通は頓に杜絶」<sup>(22)</sup>した。その原因として大蔵省銀行局の報告は、米価の高騰、生糸輸出所要資金の増大、鉄道その他新設会社の株式払込み期接近を指摘しているが、それらと並んで本行の貸出厳格化を挙げていることは注目されよう。すなわ

ち、「此際日本銀行は固着資本の弊を矯めんと欲して、貸金の取立を厳にし専ばら貸金整理の方針を取りしは、亦幾分か一時一部局の逼迫を促がせしもの如し」と。<sup>(24)</sup>

本行が貸出取引を厳にし、固定化した貸出を整理する方針を取っていたことは、紛れもない事実であった。前に述べた富田総裁の言動からも推察できようが、後に詳記する横浜正金銀行に対する外国為替手形の再割引問題がもとで辞任した、富田総裁の後を引き継いだ川田小一郎第3代総裁は以下のように明瞭に述べている。<sup>(25)</sup>

余が当職に就くの始め本行割引貸付の状況を観察するに、証書の書換に止まるもの甚多く大に金融の本旨に悖れるを以て、固着資本の弊一洗せざるべからざることを發見せり。然れども此事たる關係する所至広にして極めて難事なるを以て頗る顧慮せしと雖ども、到底黙止すべからざるものとし、百方苦慮終に奮然意を決して其目的を達せんとし、一方には固く約束を守て取立を厳肅にし、一方には広く門戸を開いて市上の需要に応じ、以て割引貸付の業を斟酌經營し、只管金融の円滑を謀るに汲々たりし……。

「固く約束を守て取立てを厳肅にし」たとは、原則として書替え継続を認めなかつたということであろう。ちなみに本支店を合わせた年間対民間貸出高を年末の同残高で割ってみると、明治19年3.13、20年3.62、21年4.55、22年4.87と上昇している。これは、本行対民間貸出の回転が早くなつた——貸出期間が短縮化した——ことを示すものといえよう。また、そのためには期日に確實に返済される貸出を選択したと想像されるが、割引手形拒絶率が明治20年中の1割程度に比べて、21年・22年には手形枚数で2割～3割弱、金額で2割強に及んだのは取引厳格化の一つの現われと思われる。さらに、本店では割引依頼手形の1枚当たり金額が、22年には前年の1万3000円前後から5000円前後に小口化したことが目に付くが、これもまた手形割引正常化の進展を示す一指標であるように思われる。

一方、「門戸を開いて市上の需要に応じ」とは具体的に何を指すのか、にわかには推測しがたい。前に述べた、手形割引の保証品として受け入れる株式の範囲を大きく広げたことを指したともみられるが、本行対民間貸出の主流を占めた定期貸については、抵当品となる株式の銘柄を増加してはいなかつた。ただ、上記

のように貸出の厳格化に伴い年末の対民間貸出残高は前年末比7.0%増にとどまった反面、年間の対民間貸出高は前年を14%上回って1億円台に達しており、その点では貸出の門戸を広げたといえないことはない。

いずれにせよ、本行が「固著資本の弊を一洗せんとし、専ぱら貸金の整理に努め、旧貸付は固く約束を守て其取立を厳肅にし、新貸付は信用の厚薄と抵当の良否に拠りて斟酌經營する所ありし」ため、「従前日本銀行を持み無限の財源と思ひ、緩漫手段に慣るる所の銀行者は之が為めに狼狽するもの少なからず、一時は殆んど恐慌の兆を現は」<sup>(26)</sup>したといわれている。当時、風水害により米価が高騰し、つれて一般物価も上昇したため、商機にわかつに動き資金需要が増大したこと(27)も加わって、22年11月には金融は一層繁忙の度を加え、金融の逼迫を來す兆候が見えたと本行も判断していた。

こうしたことから川田総裁は、「此時に當て本行が尚矯弊の方針を断行するは極めて困難」と考え「屢々躊躇の念」にかられたが、「若し中道にして挫折し其方針を翻へさば、再び従前の状況に復し、曩に苦慮計画せし所は全く画餅となり、矯弊のこと亦遂ぐべからざるを以て、一意奮勵固く執て動かず、誓て素志を貫かんことを勉めた」。<sup>(28)</sup>

たとえば、次のような事例がみられた。22年10月下旬、折から来阪中の川田総裁に対し、大阪同盟銀行26行は「同地金融必迫の救済法即ち貸出を多くすることを懇請」したが、同総裁は「大坂銀行の金融必迫に苦むは、大坂銀行は金融の媒介者たるの本体を離れ、株式会社の媒介者となり、株式会社をして数年の間勃興せしと同時に其資本を固定……せしめたるの結果」であって、このような状態では「日本銀行が如何に苦心し、一時救済の方法を講ずるとも、恐らく其効を奏すこと難かるべ」と答えたといわれている。さらに続いて、「諸君が満足する様に貸出」をするとしても、「従来の如く返済の期限に迫り、其都度先より先へと延期を申込む様にては、日本銀行の取扱に差障へ、結局貸出を渋らざるを得ざるに至る可きを以て、極期限の約束を確守し其返済の期限に至れば、縱令眉を焼くとも返す様にせば、幾干なりとも貸出を為す可」<sup>(29)</sup>と述べた、と伝えられている。

もっとも、川田総裁は万一に備えて救済の方策もいろいろと熟慮計画していたようであるが、幸い、生糸その他輸出の盛況と国債利子の支払いがあり、金融の引締まりはやや緩み、「遂に甚しき逼迫の声を聞かず」年末を無事に経過することができた。<sup>(30)</sup> もっとも、無事とはいっても、甚だしい金融逼迫の声を聞かなかつたというだけであつて、金融が緩慢化したわけではなかつた。株式市場においては、「日一日と年末に近くに従ひ金銭の貸借は弥々多忙を極め、諸株券若くは蔵入商品等を抵当として其借入を申込むもの続々踵を接するの景況なるより、抵当品の如何に由ては三錢四五厘或は四錢以上の高歩さへ出して其借入を求むるの有様なるより、金融も亦一層の逼迫を告くるに至」<sup>(31)</sup> ったと記されている。こうした金融逼迫が株価の低落につながることは避けられず、企業勃興につきまとつてきた株式投機が行き詰まれば、株価の崩落を招くことになるのは必定であった。

### 明治23年春の恐慌

明治23年1月4日、東京株式取引所は新年の発会を迎えたが、前年末の納会に比べても「総て相場不味にして、爾來市場の商勢は唯低落の一方」となつた。<sup>(32)</sup> その原因として、米価の高騰とそれに伴う一般商品の価格上昇の結果、米穀・一般商品の取引に資金が吸収され、株式市場に流入する資金が減少したことが指摘されているが、<sup>(33)</sup> 1月6日と8日に、東京株式取引所において仲買人2名が証拠金納入を怠つて違約処分に付されたため、<sup>(34)</sup> 株式市場の気勢はとみにそがれ株価はますます下落した。株価の低落について、市中銀行が株式担保の貸付に対する警戒を強めたことは想像に難くないであろう。このようにして、株式払込み期限の到来から資金繰りに窮した投資家は、「売るにも売られず、持つにも持たれずと云ふが如きの境界に陥り」、<sup>(35)</sup> 金融は一段と逼迫したのは当然であった。

東京の市中金融についてみると、23年1月中は前年末の金融引締まりの余勢から繁忙を免れず、2月は旧暦決済期と納税期接近という要因も加わつて下旬にはほとんど逼迫の状を呈し、「一時当座貸越の約定を中止するの銀行あるを見るに至り」、<sup>(36)</sup> 金融逼迫の声がようやくやかましくなつた。大阪でも、1月下旬に入つて金融は大いに引き締まり、翌2月中旬には「頓に非常の逼迫を来し」、各銀行

とも「皆金融救済の必要を感じ、種々計画」したが、ついに適切な方法を得るに至らなかった。<sup>(37)</sup> やがて金融逼迫の声は東京・大阪のみにとどまらず各地にも波及し、「三四月の交遂に其極に達し、信用の区域益々渙縮して金利益々昂騰し、殆んど恐慌の兆を現は」<sup>(38)</sup> したと記録されている。

このような状況から本行は、金融逼迫の「原因の如何は姑らく置き、兎に角通貨増加の必要ありしを以て」<sup>(39)</sup>、23年2月26日、既述のように大蔵大臣より500万円を限度とする制限外発行の認可を得、3月3日に30万円、同月8日に20万円の制限外発行を行って一時の急に応じた。政府も3月に金禄公債約500万円の償還を行ったので、「京阪地方の金融稍々引緩」<sup>(40)</sup> んだといわれている。しかし、制限外発行はわずかの50万円にとどまり、国債の償還も一時の措置にすぎなかつたため、それらは当時の金融逼迫・恐慌に対する根本的対策にはならなかつた。

23年春の恐慌を招來した原因については、本行も大蔵省も、①米価の騰貴、②株式担保金融の盛行、③輸入超過に伴う正貨流出、の3点を指摘しているが、これまでの説明からも推測されるように、最も重要なものは企業勃興期における、株式分割払込制度を前提とした株式担保金融の行き過ぎであったといえよう。

当時の藏相松方正義によれば、明治22年下期における東京の国立銀行貸付金の64%、同じく大阪の54%は株式担保貸付であった。その貸付資金がすべて株式払込みまたは株式投資に充てられたわけではないであろうが、株式払込みや株式投資以外の目的に利用されたとしても、株式担保の貸出は株式市場に対する間接的な信用供与となることを見落としてはならない。このように市中銀行が直接・間接を問わず株式市場と深い関係を有していた以上、株式市場の動向が市中銀行に影響を与えることになったのは当然であった。株価の下落は市中銀行の株式担保金融に対する警戒感を強め、それに伴う信用供与の収縮は株式の売却を強制する結果、株価の低落は加速化されることになる。そして、株価が低迷する限り金融の逼迫は解消しない。23年春の恐慌に際して、本行が「其根源たる株券に向て対症薬を調剤するに決し」<sup>(41)</sup> たのもこのようないきものであった。

その経緯については後述するが、富国強兵・殖産興業という旗印の下に発展してきたわが国の銀行が、歴史的な経済上の諸条件のもとで、株式会社に対する資

金供給、つまり株式担保貸出を通じて産業金融の領域に踏み込まざるをえなかつたという搖るがしがたい事実を考えるとき、株価の低落に対する処方は避けられなかつたといえよう。

### 本行政策に対する批判

前記のように、明治22年中の相次ぐ公定歩合の引上げと貸出取引の厳格化は金融逼迫の一因として数えられたが、このことは「明治中期ごろには、わが国経済構造のなかに組み込まれた近代的金融制度が、いまやその中枢に位置する日本銀行の金融政策を介していかに作動し金融市場にたいし統制力を發揮しはじめるにいたっていたか」を示すものと評価されている。<sup>(48)</sup> 当時においても、「日本銀行は金融市場の帝王なり、事業社会の君主なり、仮令ひ其の勢力英蘭銀行の如くならずと雖とも、其の一為一行は直ちに金融市場と事業社会に感應」<sup>(49)</sup> するといわれていた。それだけに、金融の逼迫が株価の崩落を招來したという点で、22年から23年にかけての本行の金融引締め政策は批判を免れなかつた。

たとえばこう言われた。株価低落の原因はいろいろあろうが、「従来日本銀行に於ては手形の流通を奨励せんが為めに、大概の手形は割引し來りたる處、近來大に其弊害を生じ、所謂融通手形なるもの盛んに行はるるに至りしゆゑ、以来は商品売買の間に成立つ真正の割引手形にあらざれば割引せざることに決して、従来割引し來りたる融通手形の類は都て之れを拒絶するより、資本家中融通の途滅し、斯くは諸株券の下落を来せるにはあらざると云ふものあり、思ふに此のことの如きは、諸株券下落の原因中力あるものなるべし」と。<sup>(50)</sup>

次のような批判もあった。日本銀行は「貸借方法を改革し、貸借の間たに情実を用ひず、ピシピシ其の契約を実行して期限通り負債主をして其借金を返済せしめ」と同時に、「貸借期限を短縮し、六ヶ月を三ヶ月とし、復た三ヶ月を二ヶ月としたりと云ふ」。もちろん、この改革が悪いというわけではないが、返済期限の厳守と貸出期間の短縮とを同時に突然実施するのは、「余りに厳に失せざる乎、余りに厳に失して實際上金融を助くるの功力少なからざるやの恐れ」がある。「従前の慣習寛大に仕來りたる今日に於て、予しめ取引先に之を告げて用意

の暇を与ふることなく、俄かに契約を厳行し、之を厳行して且つ期限を縮めんとするが如きは、金融の繁閑伸縮上に至大の責任ある日本銀行の处置をして、決して穩便なる仕方にあらざるべし」と。<sup>(51)</sup>

あるいは、「抑々近年諸会社の勃興を促かしたるものは日本銀行なり」との批判も見られたが、こうした批判に立てば、今日の金融逼迫を「救治するの方法は日本銀行の宜しく講すべき所ならずや」と言うのも当然であったであろう。<sup>(52)</sup>

- (1) 鉄道省『日本鉄道史』上巻、鉄道省、大正10年、659～661ページ。
- (2) 同上、662～668ページを参照。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (3) 長岡新吉『明治恐慌史序説』東京大学出版会、昭和46年、18ページ。なお農商務省編『日本綿糸紡績業沿革紀事』は、明治20年～23年の4年間に「紡績会社の創立されたるもの鐘淵・東京・浜津・平野・浪華・金巾・天満・尾張・三池等二十ヶ所、尚ほ旧来の工場にて此際増設したるもの少からず」と記している（高村直助『日本紡績業史序説』上巻、培書房、昭和46年、110～111ページより引用、原文の片仮名は平仮名に改めた）。
- (4) 大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上巻、東京大学出版会、昭和50年、29ページ。
- (5) 井口正之編『渋沢男爵実業講演』乾巻、大正2年、22～23ページ（原田三喜雄『日本の近代化と経済政策』東洋経済新報社、昭和47年、269～271ページより引用）。
- (6) この点については、志村嘉一『日本資本市場分析』東京大学出版会、昭和44年、第1章第2節、および伊牟田敏充『明治期株式会社分析序説』法政大学出版局、昭和51年、所収「企業勃興期における社会的資金の集中」を参照。
- (7) 前掲「明治二十一年日本銀行営業報告」1ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (8) 前掲「銀行局第十一次報告」（明治21年）（前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、所収）421ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (9) 同上、421ページ。
- (10) 同上、421ページ。
- (11) 滝沢直七『稿本日本金融史論』有斐閣書房、大正元年、236ページ。
- (12) 前掲「明治二十一年日本銀行営業報告」1ページ。
- (13) 同上、1ページ。
- (14) 『東京經濟雑誌』第465号（明治22年4月13日）445～449ページ。
- (15) 前掲『稿本日本金融史論』242～243ページ。
- (16) 『東京經濟雑誌』第469号（明治22年5月11日）586ページ。
- (17) 東洋経済新報社編『明治大正国勢総覧』同社、昭和2年、267ページによる。

#### 4. 対民間取引の整備拡充

- (18) 前掲『東京經濟雑誌』第469号、600ページ。
- (19) 同上、586ページ。
- (20) 『東京經濟雑誌』第472号(明治22年6月1日)699~700ページ。
- (21) 上掲誌第473号(明治22年6月8日)741ページ。
- (22) 前掲「銀行局第十二次報告」(明治22年)(前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、所収)441ページ。
- (23) 同上、441ページ。
- (24) 同上、441~442ページ。
- (25) 「明治二十二年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収)31~32ページ。
- (26) 前掲「銀行局第十二次報告」441ページ。
- (27) 前掲「明治二十二年日本銀行営業報告」32ページ。
- (28) 同上、32ページ。
- (29) 明治22年11月7日付『東京日日新聞』。同年11月8日付および15日付の同紙も参照。
- (30) 前掲「銀行局第十二次報告」441ページ。
- (31) 『東京經濟雑誌』第505号(明治23年1月25日)102ページ。
- (32) 上掲誌第509号(明治23年2月22日)240ページ。
- (33) 同上、240ページ。
- (34) 詳しくは『東京經濟雑誌』第503号(明治23年1月11日)28~29ページ。
- (35) 「明治二十三年日本銀行統計年報」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻、昭和32年、所収)52ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (36) 同上、46ページ。
- (37) 同上、48ページ。
- (38) 前掲「第十三次銀行営業報告」(明治23年)(前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、所収)480ページ。
- (39) 前掲「明治二十三年日本銀行統計年報」46ページ。
- (40) 同上、46ページ。
- (41) 「明治二十三年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収)60~62ページ。
- (42) 前掲「第十三次銀行営業報告」480~483ページ。
- (43) 明治23年、松方正義「日本興業銀行動産銀行及農業銀行設立主旨ノ總説明」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、昭和33年、所収)1159~1160ページ。
- (44) この点については前掲『日本資本市場分析』57~58ページを参照。
- (45) 同上、11~15ページを参照。

## 第2章 草創期の日本銀行

- (46) 前掲「第十三次銀行営業報告」481ページ。
- (47) たとえば、大島清『日本恐慌史論』上巻、東京大学出版会、昭和27年、69～72ページを参照。
- (48) 前掲『日本の近代化と経済政策』289ページ。
- (49) 『東京経済雑誌』第501号（明治22年12月21日）804ページ。
- (50) 上掲誌第471号（明治22年5月25日）670ページ。
- (51) 前掲、上掲誌第501号、806ページ。
- (52) 同上、805ページ。
- (53) 『東京経済雑誌』第489号（明治22年9月28日）408ページ。